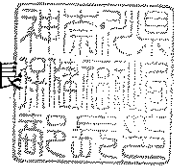


平成 27 年 10 月 23 日

社会福祉法人中心会理事長 様

神奈川県保健福祉局福祉部長



指導監査の結果について（通知）

平成 27 年 9 月 29 日及び 30 日に、貴法人及び貴法人が設置する施設の運営等について社会福祉法第 56 条第 1 項及び老人福祉法第 18 条第 2 項に基づく実地監査を行った結果、次の事項（以下「文書指摘事項」という。）に改善が必要と認められるので通知します。

文書指摘事項及び監査当日、口頭で指摘した事項について理事会に報告するとともに、所要の改善措置を講じ、文書指摘事項については、その改善状況を本通知到達の日から 60 日以内に理事会議事録の写しを添えて当職あて文書により報告してください。

今後とも福祉サービスの向上に努めるとともに、施設での支援に当たっては、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向、希望等を尊重するなど、人権に配慮した積極的な取組みを進めていただくようお願いします。

1 指導監査実施施設

- 特別養護老人ホーム えびな北高齢者施設
- 特別養護老人ホーム 中心荘第一老人ホーム
- 特別養護老人ホーム 中心荘第二老人ホーム

2 文書指摘事項

（法人）

- (1) 基本財産を県知事の承認を得ずに担保提供しているので、速やかに必要な手続を行ってください。

（3 施設共通）

- (2) 胃ろうの実施にあたっては、社会福祉士及び介護福祉士法及び関連通知等に基づいて適切に行ってください。 【前回・前々回指摘事項】
- (3) 管理宿直者を配置してください。または、夜勤者（直接処遇職員）とは別に、防火管理担当の夜勤者（直接処遇職員）を増員してください。

(中心荘第一老人ホーム、中心荘第二老人ホーム共通)

(4) 事故が発生した際に、市町村への連絡を行っていない事例があったので、適切に対応してください。

(中心荘第一老人ホーム)

(5) 事故が発生した場合に検討した改善策を職員に周知徹底する体制を整備してください。

(中心荘第二老人ホーム)

(6) 事故が発生した場合又は事故の発生に至る危険性がある事態が生じた場合に検討した改善策を職員に周知徹底する体制を整備してください。

(えびな北高齢者施設)

(7) 身体的拘束であるとの認識を持たずに長期間に渡り、身体的拘束を行っていたため、全ての職員が十分な知識を持てるよう研修を強化する等必要な方策を実施するとともに、今回の件の重大性を職員に再度周知徹底してください。

問い合わせ先

介護保険課監査グループ 田島

電話 045-210-1111 内線 4823

ファクシミリ 045-210-8866

(参考)

現地において職員が口頭で指摘した事項

(中心荘第二老人ホーム)

感染症及び食中毒の予防に関する検討委員会の結果を介護職員その他の職員に対し、周知徹底してください。